



平成25年度宮古島市奨学生募集について



本制度は優秀なる学生で、経済的な理由により就学困難な者に対して奨学金を貸与することにより、地域社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。

1 採用予定数及び貸与額(無利息)

- (1)採用予定数：若干名
- (2)貸与額
 - ア 県内学生 20,000円(月額)
 - イ 県外学生 30,000円(月額)

2 申込み資格

- (1) 市内に居住する者の子であること。ただし、父又は母がともにいない者については、その者が市内に住所を有していること。
- (2) 短期大学、大学、専修学校及び各種学校に在学する者で(大学院・放送大学・通信教育等の者は除く)で、優秀であること。
- (3) 経済的理由により就学が困難と認められる者であること(※総所得の上限額は別表を参照してください)。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構、民間育英団体等の他団体から奨学金貸与を受けていない者。

※併願することはできますが、奨学金貸与の併用はできません。

3 申込みにおける必要書類

- (1) 奨学生願書(1号様式)
- (2) 奨学生推薦調書(2号様式) ※学校長が記入すること。
- (3) 在学証明書 ※平成25年4月1日以降に発行されたもの
- (4) 平成24年度における成績証明書
 - ア 入学生の場合は、出身校の成績証明書
 - イ 在学学生の場合は、在学校の成績証明書
- (5) 健康診断書
- (6) 住民票謄本の写し
- (7) 保護者の印鑑証明書
- (8) 世帯における全員の所得証明書、納税証明書
- (9) 連帯保証人(2名)の住民票及び印鑑証明書

※連帯保証人には、保護者、父または母と別生計を立てている方を選択してください。

4 申込期間と方法

- 【申込期間】 平成25年5月7日(火)～平成25年5月24日(金)
【申込方法】 必要書類をすべてそろえ、郵送または直接担当課へ提出してください。

〒906-0103 沖縄県宮古島市城辺字福里600-1

宮古島市教育委員会教育総務課(城辺庁舎1F)

5 奨学金の貸与

(1) 貸与期間

平成25年4月から、在学する学校における正規の終業期間までとします。また、奨学生は毎年1回(4月末まで)成績証明書を提出する必要があり、出校及び成績不良の場合は再審査を要します。

(2) 交付時期

支給方法を以下より選択してください。選択された方法により指定の銀行口座(本人名義)へ振込みます。ただし、初回支給月のみ7月からの支給となります。

ア 月額支給(毎月15日)

イ 半年額支給(4月・10月の15日)

(3) 貸与の打ち切り

奨学生が、次のいずれかに該当する場合は、至った日の属する月の翌月から貸与を打ち切りとなります。

ア 奨学生が退学したとき

イ 奨学生が死亡したとき

6 奨学金の返還

(1) 返還の開始

奨学生は卒業・辞退等により**貸与が終了した1年後**から返還が義務づけられています。

貸与月額の1/2を返還月額とし、貸与額に達するまで毎月返還する必要があります。

ただし、全額又は一部を一時に返還することもできます。

(2) 連帯保証人の責務

連帯保証人は、奨学生が何らかの理由で奨学金の返還を怠ったときは、奨学生に代わって奨学金を返還する責務を負うものとします。

7 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書とその他必要書類に基づき選考審査会にて審査します(6月上旬予定)その後、申込みされた全員へ採用結果を文書で通知します。

また、採用された奨学生は、決定通知書と同封される書類(奨学金交付申請書・誓約書・借用証書)に必要事項を記入の上、本市が定めた期限日までに提出してください。期限日を過ぎますと、初回支給日が翌月となる場合があります。